

都城盆地 土地改良区だより

第14号

令和5年1月発行
都城盆地土地改良区
TEL:(0986)45-6695



令和4年三股町ふるさとまつりにて畑かん推進の様子

目次

- | | | | |
|-------------|---------|-------------|-------|
| ○理事長あいさつ | ・・・P1 | ○給水栓の管理について | ・・・P4 |
| ○第15回通常総代会 | ・・・P2 | ○土層改良について | ・・・P5 |
| ○財務状況の公表 | ・・・P2~3 | ○県営事業について | ・・・P6 |
| ○賦課金について | ・・・P3 | ○組合員の皆さまへ | ・・・P7 |
| ○給水スタンドについて | ・・・P4 | | |



組合員の皆様へ

都城盆地土地改良区
理事長 島田 孝一

組合員の皆さまにおかれましては、平素より都城盆地土地改良区の業務運営、並びに事業推進に特段のご協力とご理解を賜り心から厚く御礼申し上げます。

昨年は、台風14号などによる暴風雨及び豪雨の自然災害に見舞われ、多大な被害が発生いたしました。

そして、長期化するコロナ禍やロシアとウクライナ問題などの社会情勢が重なり合い、燃料や原材料価格が上昇し、社会・経済・農業分野に甚大な影響を与えています。

さて、都城盆地土地改良区では、国営事業及び関連事業で造成された土地改良施設を効率的に維持管理しながら、関係機関とともに畑地かんがいの持つ力を3つの視点からPRしております。その力とは、1.生産性の向上と経営の安定化・強化による「儲かる農業」、2.気象・自然災害対策の強化による「災害に強い農業」、3.法人等の育成・確保による「持続可能な農業」であり、この3つの力の効果を確認し、今後も畑かん営農の推進を図ってまいります。

農業情勢は依然として厳しさがありますが、都城盆地農業の発展をしっかりと支える役割を果たしていけるよう努めてまいりたいと存じますので、組合員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が組合員の皆さまにとってより良き年となり、さらなるご発展を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

第15回通常総代会

令和4年3月24日(木)、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑み、書面議決による都城盆地土地改良区第15回通常総代会を執行しました。

議長に溝口総代(第6区三股町)、議事録記名人に大石明総代(第1区都城市)及び南崎総代(第4区都城市山田町)を選出、当該3名による確認のもと採決が行われました。

提出された12議案の全てについて、賛成多数により原案のとおり可決されました。



議決事項

- 第1号 令和2年度事業報告、収入支出決算及び財産目録について(監査報告)
- 第2号 基本財産積立金の繰替運用について
- 第3号 令和3年度補正予算について
- 第4号 土地改良区検査における是正及び改善を要する事項の処理方法について
- 第5号 令和4年度事業計画について
- 第6号 令和4年度賦課金及び徴収方法について
- 第7号 令和4年度役員報酬について
- 第8号 令和4年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに金銭預入先金融機関について
- 第9号 令和4年度農業基盤整備資金の借入及び償還方法について
- 第10号 令和4年度収支予算について
- 第11号 定款の一部改正について
- 第12号 規程の一部改正について

財務状況の公表

令和2年度収支決算

■一般会計収支決算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	決算額	付記	科目	決算額	付記
1 土地改良事業収入	5,378,650	経常賦課金・特別賦課金・転用決済金	1 土地改良事業費支出	76,072,550	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	1,949,108	多目的使用料	2 一般管理費支出	11,232,659	運営事務費
3 基本財産運用輸入	167	基本財産利息	3 借入金返済支出	0	
4 特定資産運用収入	176	特定資産利息	4 支払利息	0	
5 補助金等収入	71,100,000	管理体制整備事業・施設管理事業	5 基本財産積立支出	0	
6 業務委託料収入	7,561,070	基幹水利施設管理事業・土層改良	6 特定資産積立支出	170,000	退職引当金
7 雑収入	131,223	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 予備費	0	
8 借入金収入	0				
9 他会計繰入金	0				
10 繰越金	1,437,849	前年度繰越金			
計	87,558,243		計	87,475,209	

※差引残高 83,034 円(令和3年度会計へ繰越)

財務状況の公表

令和4年度収支予算

■一般会計収支予算

(単位：円)

収入の部			支出の部		
科目	予算額	付記	科目	予算額	付記
1 土地改良事業収入	6,101,000	経常賦課金・特別賦課金・転用決済金	1 土地改良事業費支出	70,715,000	維持管理費・受託業務費
2 附帯事業収入	2,844,000	他目的使用料	2 一般管理費支出	14,080,000	運営事務費
3 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息	3 土地改良事業負担金支出	5,000,000	畑地帯総合整備事業(高才第3地区)
4 特定資産運用収入	1,000	特定資産利息	4 借入金返済支出	2,000	
5 補助金等収入	67,463,000	管理強化事業・管理体制整備事業	5 支払利息	2,000	
6 業務委託料収入	10,860,000	基幹水利施設管理事業・土層改良	6 固定資産取得支出	1,000	
7 雑収入	151,000	受取利息・過年度収入・過怠金収入	7 補償金預り金支出	1,000	
8 借入金収入	5,001,000	畑地帯総合整備事業(高才第3地区)	8 基本財産積立支出	2,000	職員退職給付引当積立資産
9 基本財産取崩収入	2,000		9 特定資産積立支出	2,425,000	
10 特定資産取崩収入	1,000		10 予備費	200,000	
11 固定資産売却収入	1,000				
12 補償金預り金収入	1,000				
13 他会計繰入金	1,000				
計	92,428,000		計	92,428,000	

賦課金について

※賦課金は期限内に納入しましょう！！

賦課基準			備考
種別	10aあたり年間		
普通畑	2,500 円		水利用者に賦課
ハウス	加温機有	21,000 円	
	加温機無	12,000 円	
育苗施設・雨よけハウス	6,000 円		
茶	防霜有	11,000 円	
	防霜無	6,000 円	

★賦課金の納入に便利な口座振替をご利用ください★

- ・賦課金を支払いに行く手間・支払い忘れがなくなります。
- ・口座振替をご利用頂ければ手数料はかかりません。
(※振込の場合は手数料が自己負担となります。)

◎口座振替が可能な金融機関
 ・JA都城
 ・宮崎銀行
 ・その他の金融機関については
 事務局へお問い合わせ下さい。

【口座振替について、ご不明な点がございましたら当土地改良区までお問合せください。】

給水スタンドについて

種別		金額	備考	
コイン式 (1枚当り)	大コイン	100円	500ℓ 自動給水	地区内に11か所設置しており、 コインは土地改良区事務所 で販売しています。 (※初回販売時に組 合員確認をさせていただきます。)
	小コイン	50円	250ℓ 自動給水	
鍵式 (年間)	個人	3,000円	バルブ手動操作	地区内の下記3箇所に設置して おり、使用には 申請が必要 です。 ・森田原(野々美谷町) ・宮ノ原(三股町樺山) ・牧原(高城町大井手)
	法人	30,000円		

組合員以外は使用できません

●給水スタンドをご利用の皆様へ

○組合員の方のみ給水スタンドの利用ができます。

- ・共同利用施設ですので、使用者が責任を持って後片付けを行ってください。
- ・かん水や防除などの用水としてお使いください。(生活用水等への使用はできません。)
- ・薬剤を投入する場合は、給水スタンドのホースを抜いてから投入してください。
また、ホースを使って薬剤を混ぜないようにしてください。
- ・鍵式給水スタンドは、申込者以外の不正利用を防ぐため、使用後は**必ず施錠**をしてください。
- ・コイン式給水スタンドについて、汚れたコインは投入口詰まりの原因となりますので、きれいに汚れを落としてからご使用ください。



給水栓の管理について

★給水栓の適切な利用・管理をお願いします！

- ・給水栓の開閉はゆっくり行ってください。
水を出す→反時計回り 水を止める→時計回り
- ・全閉にしても水が止まらない場合は、小石等の異物の噛み込みが考えられますので、2~3度バルブを開閉して洗い流してみてください。
(※それでも止まらない場合はご連絡ください。)
- ・使用しない時は必ずバルブをしっかりと閉め、給水マスの蓋をかぶせてください。
- ・トラクター等のひっかけによる漏水事故(給水栓破損)が度々起きています。
(※この場合、全額個人負担での復旧となります。)

修理をするまでの間、同じパイプライン上の畑では水利用ができなくなり迷惑をかけることとなります。

このような事故を防ぐ為にも、給水栓の位置が分かるように目印となるような棒を立てておく等の工夫をしていただくようご協力をお願いします。



給水栓破損による漏水

【漏水が発生した際は、個人で復旧・修理する場合でも必ず当土地改良区へ連絡をお願いします。】

土層改良について

土層改良(天地返し)とは、土壤改良の一方法で表層の土と深層の土を入れ替える作業のことです。都城盆地地区では深さ3mを標準として行っています。

当地区の県営畑地帯総合整備事業の一つですが、単純な作業であることから厳密な出来形管理は求められないため、請負工事ではなく実費負担形式の直営施工方式が採用されています。当土地改良区が作業を受託し、職員(臨時)である重機運転手が施工に当たります。その際に重機賃借・運搬・燃料の手配、並びに工程・安全・出来形(掘削深)管理等の運転の必要が生じるため、1級土木施工管理技士3名、2級土木施工管理技士2名の職員を有する当土地改良区が現場技術管理を併せて受託し現場管理の任に当たっています。このことから、受益者の皆さまは作業実費の8.3%の自己負担で土層改良を行うことができます。 ※土層改良は事業実施中の一部の地区で行っています。

● 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当 (0986) 23-2425



表層土 掘削



深層土 掘削



掘削深度確認(約3m)



整地



深層土 埋戻し



表層土 埋戻し



着手前



完成

県営事業について

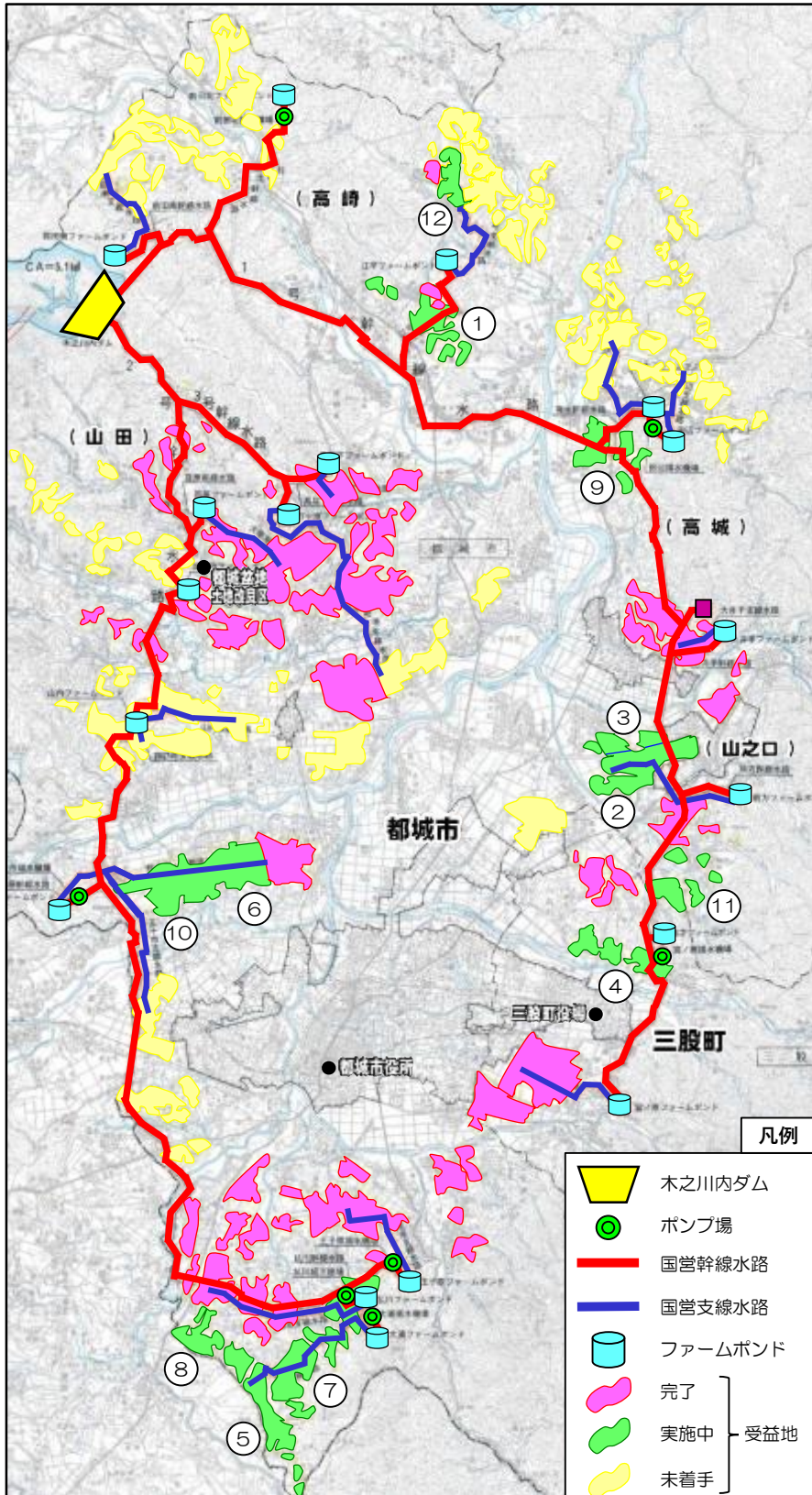
県営事業完了地区・実施地区は下記のとおりです。

事業実施期間中であれば、給水栓を自己負担無しで設置することができ、散水器具を18.3%の負担額で導入することができます。散水器具の導入をご検討中の方へは一定の条件で無料の貸出も行っています。

※散水器具の種類及び予算の都合により、ご希望に沿えない場合もあります。また、申し込みには期限がございますので早めにご相談ください。

● 連絡先：都城市役所 本庁舎4階 農産園芸課 畑かん営農推進担当（0986）23-2425

○都城盆地地区概要図



○事業実施地区

番号	地区名	主な所在地	完了年度(予定)
①	縄瀬地区	都城市高崎町	R 4
②	前方第4-1期地区	都城市山之口町・高城町	R 4
③	前方第4-2期地区	都城市山之口町	R 4
④	高才第1地区	三股町	R 5
⑤	払川第2-1期地区	都城市梅北町	R 5
⑥	牧之原2-2期地区	都城市乙房町	R 5
⑦	払川第2-2期地区	都城市梅北町	R 5
⑧	払川第2-3期地区	都城市梅北町	R 5
⑨	石山地区	都城市高城町	R 6
⑩	牧之原2-3期地区	都城市関之尾町	R 6
⑪	高才第3地区	都城市山之口町・三股町	R 6
⑫	江平第1地区	都城市高崎町	R 9

これからどんどん
実施地区が完了していくね♪
畑かんの水を活用して都城
盆地地区の農業を私たちと
一緒にもっともっと
発展させましょう!

しずくちゃん

かんたくん

どの散水器具もたくさん
長所を持っているから、
ほ場の面積や作物の
種類によって1番適している
散水器具を考えよう!

組合員の皆さまへ

次のような時には、必ず土地改良区へご連絡ください。※書類の提出が必要です。

水の利用を開始するとき

●利用前に必ずご連絡ください。

水を利用する場合には申請が必要です。なお、申請した畑について次年度も水利用する場合は、再度申請の必要はありません。

※水利用の種別・場所を変更する際にも手続きが必要です。

※無断での水利用は、盗水となります。

水の利用をやめるとき

●利用をやめる際にご連絡ください。

4月以降に水利用されない場合は、5月中旬までに休止の届出をお願いします。

※休止の届出がない場合は、賦課が継続されますのでご注意ください。

※10月に賦課通知書を送付してから休止の連絡が多数ありますが、その年度までは賦課金を納付していただくこととなります。(翌年度より休止となります。)

組合員資格の変更があったとき

- 土地の所有権（売買・相続等）・耕作権の移動
- 住所の変更
- 組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等

※ご注意を！！

上記のような時は、土地改良法第43条第1項により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。

また、農地を取得する時に、その土地に滞納賦課金があるまま取得すると土地改良法第42条(権利義務の承継)により、新しく取得した方に滞納賦課金の納付義務が課せられますのでご注意ください。

★法務局や都城市・三股町、農業委員会への届出だけでは土地改良区の台帳は変更されません。
必ず当土地改良区に届出をしてください。

上記の届出用紙及び口座振替依頼書は、当土地改良区以外に、

『都城市役所各総合支所 産業建設課』・『三股町役場 農業振興課』・『都城市役所 農産園芸課』

『都城市役所 中郷地区市民センター』・『都城市役所 志和池地区市民センター』に置いてあります。

また、お電話をいただければ必要書類を送付いたします。

(※当土地改良区のホームページからダウンロードすることも可能です。)

ご意見、お問い合わせは・・・

都城盆地土地改良区

〒889-4601
宮崎県都城市山田町山田3881番地7

TEL : (0986) 45-6695

FAX : (0986) 29-4457

E-mail : jimukyoku@miyakonojo-bonchi.jp

URL : <http://www.btm.ne.jp/~m-bonchi.lid/>

